

# 令和4年度 後期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録について



下記のとおり、後期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録を実施します。生後91日以上の子犬は、生涯に一度の飼い犬登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていますので、必ず注射を受けさせてください。飼い犬を町に登録されている方にはハガキが届きますので、会場にご持参ください。

## ●矢部地区

10月5日		10月6日	
13:15 ~ 13:20	杉木 北浜館	13:15 ~ 13:20	御岳グラウンド
13:30 ~ 13:40	やまと文化の森	13:30 ~ 13:35	入佐地区集会所
13:45 ~ 13:55	旧白糸第一小学校	13:45 ~ 13:55	旧 JA 名連川支所
14:00 ~ 14:10	千寿苑 正面駐車場	14:10 ~ 14:20	旧 JA 下名連石支所
14:20 ~ 14:25	旧下矢部東部小学校	14:30 ~ 14:35	金内公民館
14:35 ~ 14:40	下矢部西部農村環境改善センター	14:50 ~ 14:55	旧中島南部小学校
		15:10 ~ 15:15	旧中島西部小学校

## ●蘇陽地区

10月13日	
9:00 ~ 9:15	東竹原老人憩いの家
9:35 ~ 9:50	二瀬本コミュニティセンター
10:05 ~ 10:20	上差尾地区交流館
10:40 ~ 10:55	西部地区交流館
11:05 ~ 11:20	馬見原公民館
11:35 ~ 11:50	役場 蘇陽支所

## ●注射料金および飼い犬登録手数料

・注射料金	3,300円
(注射代)	2,800円
(注射済票交付手数料)	500円
・飼い犬登録手数料	3,000円

※おつりが生じないように準備をお願いします

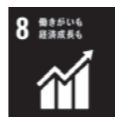
## ●清和地区

10月19日		10月20日	
13:30 ~ 13:35	仁田尾集落センター	13:15 ~ 13:20	元農協小峰支所
13:45 ~ 13:50	元鶴底公民館	13:35 ~ 13:40	檜原地区婦人活動促進施設
14:00 ~ 14:05	井無田へき地出張診療所前	13:55 ~ 14:00	梅の木鶴公民館
14:15 ~ 14:20	郷野原公民館	14:20 ~ 14:25	滝下地区(水の森交流館)
14:30 ~ 14:35	長成公民館	14:40 ~ 14:45	尾野尻公民館
14:50 ~ 15:00	清和体育館	14:55 ~ 15:00	仮屋公民館

- ・会場をご利用される際は、フンの始末などマナーを守ってください。
- ・どうしても会場に飼い犬を連れてくることのできない場合は、自宅で注射を受けることができます。(下記の問合せ先へ事前の予約が必要です。出張料金 別途 2,000円)
- ・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができます。
- ・会場にお越しの際は、マスクの着用など咳エチケットを心掛け、発熱等の症状がある場合は来場をお控えください。

問合せ 環境水道課 ☎ 72-4002

# 令和4年山都町秋季農作業標準料金及び賃金について



農作業を依頼される際の参考にさせていただきます。

項目	料金および賃金
脱穀機(ハーベスター)による作業(10a当たり)	5,000円
バインダーによる作業(10a当たり:ひもつき)	7,500円
コンバインによる作業(10a当たり:ひもなし)	14,000円
新規需要米に係る作業(WCS用10a当たり)	13,500円
農作業賃金(8時間当たり)	6,600円



※令和4年8月設定

※参考 熊本県の地域別最低労働賃金 時間額 821円(令和3年10月1日から)

問合せ 農業委員会 ☎ 72-1156

# 税金は必ず納期限内に納付しましょう!!



納期限内に税金を納付しなかった場合、納付した方と納付しなかった方(滞納者)との負担の公平性を図るため、滞納処分を行う場合があります。

**滞納処分とは、滞納者の財産から強制的に徴収するための法的な手続です。**納期限までに税金を納めないと財産を差押えされるだけでなく、延滞金が加算され、さらに滞納額が大きくなります。

## ～滞納者への差押実施中～

町では、納税意識のない個人および法人に対して、納税の公平性を保つために差押えを強化しています。差押えできる財産として、主な例は次の①～⑤のとおりです。

### ①預貯金(普通・定期)

金融機関に対して滞納者の口座情報を調査し、残高を差押えます。



### ④不動産

滞納者が所有している自宅や土地などの不動産を差押えます。



### ②給与

滞納者の勤務先に対して給料および賞与などの情報を調査し、差押禁止額を除いた金額を差押えます。



### ⑤動産(捜索)

滞納者の自宅・営業所などの家宅捜索をして、動産(電化製品、貴金属、骨董品など)を直ちに差押え(引き上げ)ます。差押えした動産は、公売によりその売上代金を滞納している税へ充てます。



### ③生命保険

保険会社に対して契約情報を調査し、滞納者が契約している保険の強制解約を行い、解約返戻金を差押えます。



▲過去に熊本県と共同で実施した町税滞納者の自宅および車の捜索現場(実際の写真)

## 《差押えについての疑問》

Q:いきなり差し押えができるのか?



A:裁判所の許可等は必要なく、直ちに財産の差押えが可能です。



税は納付期限内納付が大原則です。督促状のほか催促書、差押執行予告書等を滞納がある方には送付しています。また、督促状発送日(納期限を超過後、20日以内に発送)から10日を経過したときは**財産を差押えなければならない。**と地方税法に明示してあります。

(地方税法第331条)

Q:個人の財産を勝手に調べることができるのか?



A:法律により調査の権限が付与されています。



税金を滞納すると、法に基づき財産全てに対する調査権限が発生します。(国税徴収法第141条)

なかでも、滞納者の物または住居等について行う「捜索」は、刑事上の捜索と違い令状を必要としない**行政手続き上の強制捜索**です。

(国税徴収法第142条)

税金は、教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理など私たちの生活の身近な様々な住民サービスを賄うために必要なものです。納め忘れが無いよう納期限内にきちんと納付しましょう。

問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128